

離婚届

令和 年 月 日 届出
(届出先)

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知 9-2 19-3

(1) (よみかた) 氏 名 夫 氏 名 妻 氏 名	昭和平成 年 月 日 昭和平成 年 月 日
生 年 月 日	
住 所 (住民登録をして いるところ)	番地 番 号 番地 番 号
本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	番地 番 筆頭者の氏名
父 母 及 び 養 父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄	夫の父 妻の父 母 母 続 き 柄 続 き 柄 男 女
(右記の養父母以外 にも養父母がいる 場合にはその他の 欄に書いてください)	養父 養母 続 き 柄 続 き 柄 養子 養女
(3) 離 婚 の 種 別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日 成 立 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日 成 立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日 認 諾 (4) <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日 確 定 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日 確 定
婚 姻 前 の 氏 に も ど る 者 の 本 籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 番地 (よみかた) 番 筆頭者の氏名
(5) 未 成 年 の 子 の 氏 名	夫が親権 妻が親権 を行う子 を行う子
(6) 同 居 の 期 間	昭和・平成 年 月 から 昭和・平成 年 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
(7) 別 居 す る 前 の 住 所	番地 番 号
(9) 別 居 す る 前 の 世 帯 の お も な 仕 事 と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年…4月1日から翌年3月31日までに届出するときだけ書いてください)
(10) 夫 婦 の 職 業	夫の職業 妻の職業
そ の 他	
届 出 人 署 名 (※押印は任意)	夫 印 妻 印
事 件 簿 番 号	住 所 を 定 め た 年 月 日 夫 昭・平 年 月 日 妻 昭・平 年 月 日

記入の注意 鉛筆や消すことのできるペンで書かないでください。

- 届書は1通でけっこうです。
- そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本 和解離婚のとき→和解調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人(成年の方)は当事者以外で2人必要です。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意)	印	印
生 年 月 日	大正 昭和 平成 年 月 日	大正 昭和 平成 年 月 日
住 所	番地 番 号	番地 番 号
本 籍	番地 番	番地 番

証人が同じ氏の場合でも省略せず氏名により署名してください。

には、あてはまるものにのようにしるしをつけてください。

離婚後も現在の氏を使用される場合は、別の届出(離婚の際に称していた氏を称する届出)が必要です。この離婚届と同時にその届を提出する場合は左の欄には何も記載しないでください。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- ・未成年の子がいる場合は、次ののあてはまるものにしるしをつけてください。
 - 面会交流について取決めをしている。 [面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。]
 - まだ決めていない。
- ・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次ののあてはまるものにしるしをつけてください。
 - 養育費の分担について取決めをしている。 [養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても取決め方法:(公正証書 それ以外) 該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。]
 - まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画



詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚



法務省作成のパンフレット



日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374
【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

※下の欄には何も書かないでください。

令和 午前・午後 年 月 日	時 分 受 領
夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> 無 ()
妻	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> 無 ()
使者	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> 無 ()
通知	年 月 日

確 認	通 知
-----	-----

連絡先 (夫) 電話番号	連絡先 (妻) 電話番号
-----------------	-----------------

※昼間連絡できるところを書いてください。

●必ず本人が署名してください